

### 二、争議團は速に解散すること

解決につき雙方の意思が一致するものとせば目的が消滅する次第故争議團は即日解散するを穩當と信ず。

### 三、解雇者の復職を認めず

但し全然剩員となるべきも事情を諒し昭和二年十二月二十日附解雇者中百五十名は結末後適當の時期に於て新に採用することあるべきこと及當時處分有怒者四十二名中會社に於て事情精査差支へなしと認むる者は同時期までに復職を容認すること。

會社は罷業中の工員にして心ならずも餘儀なく失業の不幸に遭遇する者あるべきを慮り文書を以て本人家族若くは親戚知己に對し十數回に亘り復職を勧誘し或は出勤命令や催告を爲し又は危険と困難とを肩して社員を派し親敷注意勧誘を試み

たるも争議團幹部は凡有手段を以て之を妨害し争議團員住宅の入口には「社員入るべからず」の札を貼付し或は解決の上は「全員復職を保障す」と豪語し争議團員亦之を信じて面會を避け社員を面罵し果は争議主體の名を署して會社の信用を傷くる爲め數回に亘る悪宣傳を實行する等團結の威力を以て百方反抗手段を講ずる等生産協力者として到底事を共にするに足らずと認め幾度か念を押したる上適法の手續を踏みて之を解雇し逐次新に所要の人員を雇備し操業を繼續し居るを以て此の上一人の採用必要も餘地も無き次第なるが故に復職は一切之を認めず併し多數者の中には事情酌量すべきものあるべきを慮り全然剩員となるべきも百五十名までは結末後適當時期に於て新に採用することあるべく又當時の處分有怒者四十二名中會社に於て事情精査の上差支へなしと認むる者は同時期までに復職を容認することとせり。

### 四、工員規定第六十一條に依る解雇者に對し一人當り金壹百圓づつを贈ること